



2024年8月7日

各 位

会 社 名 株式会社キューブシステム
代表者名 代表取締役 社長執行役員 中西 雅洋
(コード番号 2335 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員 北垣 浩史
(TEL. 03-5487-6030)

役員向け株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」という。）において、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）および執行役員（いずれも国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象とした、2015年度より導入済の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、本制度の概要につきましては、2015年4月27日付「役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および2021年5月19日付「役員向け株式報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

(1) 本制度の継続手続

当社は、2015年度より本制度を導入しておりますが、2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象期間として本制度を継続するため、当社が委託者となって2015年8月に設定した役員報酬BIP信託（以下「本信託」という。）の信託期間を3年間延長し、株式の取得資金等を本信託に確保するため、金銭を追加拠出することといたしました。なお、信託期間の延長時に本信託内に残存する当社株式および金銭は延長後の本信託に承継いたします。

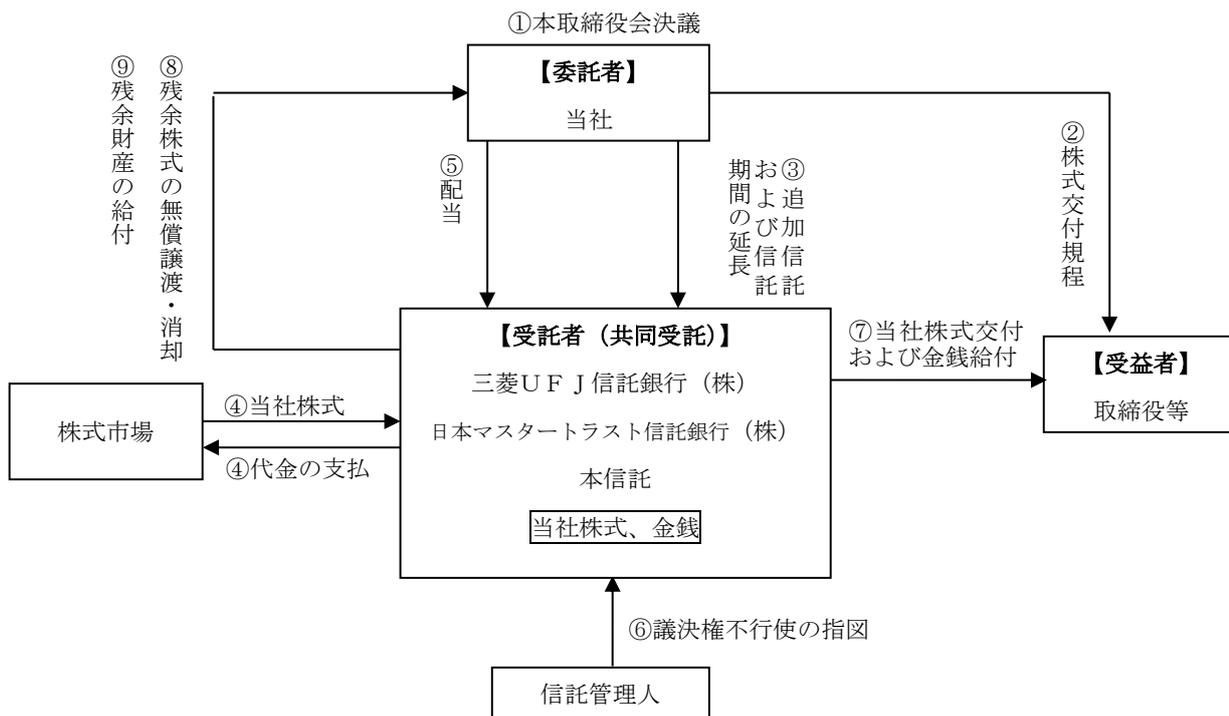
(2) 信託契約の内容（継続後）

- | | |
|-------------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 受益者要件を充足する当社の取締役等に対し、一定の当社株式および当社株式の換価処分金相当額の交付および給付を行うことで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託期間延長の合意日 | 2024年8月13日（予定） |

- | | |
|----------|---|
| ⑧信託の期間 | 2015年8月24日～2024年8月31日
(2024年8月13日付の信託契約の変更により2027年8月31日まで延長予定) |
| ⑨議決権 | 行使しないものといたします。 |
| ⑩取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪追加信託金 | 57百万円(予定) |
| ⑫株式の取得期間 | 2024年8月16日～2024年10月31日(予定) |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑭帰属権利者 | 当社 |
| ⑮残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。 |

(注) 信託期間の延長に際し、当社、受託者および信託管理人との間で信託期間の延長に関する合意書を締結します。当社は、同合意書の締結後、2021年6月23日に開催された第49回定時株主総会(以下「2021年株主総会」という。)で承認を受けた信託金の上限および取得株式数の上限の範囲内で追加信託を行います。

<ご参考>本制度の仕組み



- ①当社は、本制度の継続を本取締役会において決議しております。
- ②当社は、株式報酬に係る株式交付規程を制定済です。
- ③当社は、2021年株主総会の承認決議の範囲内で金銭を追加信託し、要件を充足する取締役等を受益者とする本信託の信託期間を延長いたします。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得いたします。本信託が取得する株式数は2021年株主総会の承認決議の範囲内といたします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。
- ⑦信託期間中、各事業年度における役位または中期経営計画における経営目標に対する達成度等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、累積ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りの当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定となっております。
- ⑨受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定となっております。

(注) 受益者への当社株式の交付（当社株式を本信託内で換価したことにより生じた換価処分金相当額の金銭の給付も含む。）により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、2021年株主総会で承認を受けた信託金の上限および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

以 上